

「信教の自由」は国家からの自由である

菅原 龍憲

今年（2021年）の9月、自民党総裁選に出馬表明した高市早苗がテレビ番組で、首相に就任した場合も靖国神社参拝を続ける考えを重ねて強調した。高市はそのとき「私にも信教の自由があります」としたり

顔でのたもつたものだ。高市についてなにを言うのもけつたくそが悪いが、これだけは聞き捨てならない。高市のその発言は、はからずも「信教の自由」とはおおよそ無縁なおのれの実態を白日のもとに晒けだすこととなった。自らの立場において実質的にありもしない「信教の自由」に言及することは滑稽でしかない。まさに語るに落ちたというべきだ。

私たちが2001年12月、小泉純一郎首相（当時）の靖国参拝違憲訴訟を提訴したとき、福田康夫官房長官（当時）が記者会見で「そういうことを言って、小泉純一郎の信仰の自由を妨げるということは、それこそ憲法違反だ」と息巻いたことを思い起こさせた。

信教の自由とは、国家対国民の関係において、国家の権力行使に制限を画するところ

ろに成立するものである。憲法20条の根本の部分には、国家とか政治とか「公」の性格を持つているものが宗教の領域に介入してはならないということを謳っている。

国家が一定の宗教に保護を与えたり、或いは援助するような姿勢をとることは一切してはならない。そうすることが国民の内面の自由を侵害する中心問題なのである。「国家が」という部分をしっかりと頭に置いておかねばならない。漠然とした自由ということではなく、中心は国家からの自由なのである。

靖国神社に恭しく参拝する国家の最高権力者である小泉純一郎に、信教の自由があるとか、ないとかという議論そのものがすでに破綻しているといわねばならない。

「信教の自由」成立の前提となる決定的条件は、国家の無制限な権力行使、つまり国民の内面への介入を排除せずにはおかないという国民の存在ということになる。

さて、その国民の側において、信教の自由はどのように意識されているのであろうか。

信教の自由と国民の意識

「えっ、20条って何ですか?」「それって無宗教の私には関係ない話」……嗚呼!

しかし、この国の事態の深刻さは、信教の自由なるものが、ほとんど人権として獲得されていないということなのか。

戦後、天皇制ファシズムのくびきを解かれて、自らの精神的、宗教的な体質を清算し、自由な独立した個人としての精神を確立する、まさしく変革の機会が制度的に保障された。

それこそが憲法20条「信教の自由」の条文であった。それはあらゆる人権の基礎を据えるものとして憲法の中核に位置づけられている。しかし、憲法の完璧なまでの保障規定にもかかわらず、その実質において戦前の精神的、宗教的体質をひきずってきたのが大多数の国民の戦後状況であったといえよう。

首相の靖国参拝をおのが内面への耐え難い侵害とする苦痛も屈辱も、国民の圧倒的多数はおぼえ得ない。その精神状況は、靖国と同質なものを内面に抱え込んでいることにほかならない。

憲法20条の核心はいうまでもなく「信教の自由」（20条1項）である。「日本国憲法が明治憲法下で神社神道が事実上国教化され

たことを反省し、政教分離の制度をとった上、少数者の信教の自由の保障を徹底化したことに照らすと、憲法でいう宗教とは、第一に神社神道そのものを念頭に置いたものといわざるを得ない」(2002年4月12日、自治会神社費拒否訴訟確定判決——佐賀地裁)といわれるように、国家が神道と結びついて国民の内面収奪をはかり、権力を神聖化し、



靖国合祀イヤです

靖国神社

台湾先住民の遺族と (中央が筆者)

侵略戦争や植民地支配を正当化していったという、その歴史的責任を担うところに成立したものが政教分離の原則(20条3項)といえよう。

信教の自由の確立

信教の自由は、国家と国民の関係において、つねに国家が国民の内面へ介入しようとする権力行使を厳格に拘束するところに成立するものである。そこで確保されるのは国民の側の自律性、独自性にほかならない。

信教の自由は憲法に規定されているから重要なのではない。国家による内面への介入は耐え難い苦痛であるという個の尊厳性に立つゆえに重要なのである。だから個の尊厳を基本的理念とする憲法において国家の介入を絶対的に禁止しているのである。

「自己の堅持する信教に立つて、人間の主体的自由を妨げる政治社会の諸条件と対決する主体がなくては信教の自由は画餅にすぎない」(浄土真宗本願寺派学僧・二葉憲香)といわれるように、国家による国民の内面支配に抗するたたかいの中においてこそ確立されていくものが信教の自由

であろう。

信教の自由が保障されているのだから、どのような宗教も容認されるべきであるとか、国民は何を信じてても、また信じなくても自由なのだ、といった言説が結構罷り通っている。

しかし宗教の存在が許容されている状態が信教の自由の確立を意味するものでもない。或いは信仰の雑多性を無原則に容認することをもって信教の自由だというわけにはいかない。あくまで国家の押しつける宗教を、権力を基盤とする宗教を拒絶するという自らの尊厳を自覚した国民を抜きにして、信教の自由は成立しようがないのである。

「われわれは首相の公式参拝に反対するのであって、靖国神社そのものを否定するのではない。それを信仰するのは国民の自由である。これは憲法で保障されているのだ。」と、このような形式的な言辞が、そのもつともらしさにもかかわらず、どれほど自らの内面に無自覚なものであることか。

あろうことか司法の場においても、この信教の自由観の未確立は否みようがない。これまでの靖国訴訟において、信教の自由権を求める訴えはことごとく「棄却」が言い渡されている。

その理由は主観的、抽象的なものであって、法律上の権利、法的利益としての明確性がないというのである。なんとしたことであろうか。信教の自由が絶対不可侵の権利といわれるゆえんは、表にあらわれにくい内面の問題だからではなかったか。そこにおいてこそ国家を価値的に真に超えうる個の尊厳を確立することができるのである。

「ナンピトに対してもこれを保障する」というのは、法的にいかなる制約も許されない絶対的自由を意味している。これほど明確に法的権利の規定としてあらわされたものがほかにあるうか。国権の最高機関における憲法認識が際限なく壊れ続けている事態はじつに深刻である。

20条「改正」の意図するもの

現在、この国には着々と有事体制がつくりあげられている。そこでは当然のように国民の「尊い犠牲」が求められる。権力は一方的に抑圧政策をくりだしはしない。犠牲を強いられるという意識をおよそ国民が持ちえない状況をつくりあげていくことが巧妙な支配構造である。国家というものの価値のもとに、それぞれの個人が従属してしまいうような、そういう精神土壌がすでに国民のうえに広がっている。

ここ数年かけて自民党は改憲案を提案しているが、その都度必ず20条の見直しに言及している。それは国家による宗教とその祭祀への関わりを絶対的に禁じている現行法を否定し、国家と公共団体が宗教活動に関わってもそれが社会的儀礼、或いは習俗的行為と見なされれば宗教活動にあたらないとするものである。

これは何をもつて宗教と見なすか、習俗と見なすかという基準の問題ではない。そもそも何が宗教であり、何が習俗であるかを断ずること自体が権力による介入といわねばならない。

いずれにしても、無自覚のうちに国民を支配し続けている神道的宗教性の果たす役割を的確につかんでいる支配側の狡智を感じさせる。改憲の本質的な狙いは20条の「改正」にあるといったら言い過ぎであろうか。

憲法20条問題の核心は、現代日本の精神状況をなお支配し続ける神道的宗教性に求められねばならない。

靖国のたたかいは、私たちの内面の最深部にまで及んでいる神道的宗教性を掘り起こし、この国に信教の自由を確立する基礎を据えるたたかいであるとともに、なお囚われている靖国の檻から自らを解放するたたかいでもある。

*2005年9月、小泉純一郎首相の靖国神社参拝違憲訴訟で、大阪高等裁判所の判決が下った。原告の請求した精神的苦痛に対する損害賠償請求は棄却されたが、大谷正治裁判長は、内閣総理大臣の参拝は政教分離原則に触れるとし、違憲判断を示した。

(すがわら・りゅうけん／靖国合祀取り消し訴訟元原告団長、真宗僧侶)

